

「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について（概要）」
に関するパブリックコメントの募集結果について

国土交通省では、令和4年8月9日から令和4年9月8日まで、「貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の使用について（概要）」についてパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。

その結果、本件に関して、25件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりとりまとめましたので公表します。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進に当たって参考にさせていただきます。

皆様方のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 実施方法

- (1) 募集期間 令和4年8月9日（火）～令和4年9月8日（木）
- (2) 周知方法 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見提出方法 電子メール、FAX及び郵送

2 意見数

提出意見数 25件

3 問い合わせ先

国土交通省自動車局貨物課

電話番号 代表：03-5253-8111（内線41323、41333）

直通：03-5253-8575

ご意見の概要及び国土交通省の考え方

ご意見の概要	国土交通省の考え方
貨物軽自動車運送事業者への法令の周知、監査・指導などを徹底してもらいたい。(類似意見：3件)	本通達に基づく制度運用にあたっては、各運輸支局において届出を受理する際に、過労運転や過積載の防止、点検整備等安全の確保、運行管理の適正化等について指導することとしております。
軽乗用自動車には最大積載量の定めがないことから、過積載を行った貨物軽自動車運送事業者への取締りができなくなるのではないかと。(類似意見：1件)	本通達に規定する積載量に違反した貨物軽自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業法第36条第2項において準用する第23条の規定に基づき、国土交通大臣による輸送の安全確保の命令の対象となり、当該命令に違反した場合は、行政処分の対象となり得ます。
事業用軽自動車は、自家用軽自動車に比べ任意保険料が高額であることから、未保険での運行が懸念されるのではないかと。(類似意見：1件)	貨物自動車運送事業法施行規則に基づき、貨物軽自動車運送事業を営もうとする場合は、貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有する必要があります。
軽乗用自動車を貨物軽自動車運送事業の用に供する場合であっても、事業用軽自動車のナンバープレートを取得すべき。(類似意見：1件)	本通達に基づく制度運用にあたっては、軽乗用自動車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合であっても、事業用軽自動車のナンバープレートを取得しなければならないこととしております。
自家用のナンバープレートのまま、軽乗用自動車を貨物軽自動車運送事業の用に供することを認めてもらいたい。(類似意見：1件)	本通達に基づく制度運用にあたっては、軽乗用自動車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合であっても、事業用軽自動車のナンバープレートを取得しなければならないこととしております。
自家用と事業用の兼用を認めてもらいたい。(類似意見：1件)	貨物軽自動車運送事業の事業用自動車を自家用として使用することを妨げるものではないと考えております。
自家用軽乗用自動車を貨物軽自動車運送事業の用に供しているときは、外形上判別できるような表示を義務づけてもらいたい。	本通達に基づく制度運用にあたっては、軽乗用自動車を用いて貨物軽自動車運送事業を行う場合であっても、事業用軽自動車のナンバープレートを取得しなければならないこととしております。 また、事業用軽自動車については、道路

	<p>運送法第95条の規定に基づき、自動車の外側に氏名、名称又は記号を表示いただくこととなります。</p>
<p>福祉タクシー車両と外形上の区分ができなくなるため、自家用軽自動車を使用した貨物軽自動車運送事業者によるタクシー行為が横行することが懸念されるのではないか。(類似意見：4件)</p>	<p>本通達に基づく制度運用にあたっては、各運輸支局において届出を受理するに際し、有償で旅客の運送をしてはならない旨周知及び指導することとしております。</p> <p>なお、道路運送法第83条の規定に基づき、貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならないこととされており、同条の規定に違反した場合は、行政処分の対象となり得ます。</p>
<p>軽乗用自動車を貨物軽自動車運送事業の用に供する車両として経営届出を行った場合、ペットの運送に際してその付添人を同乗させることはできるのか。</p>	<p>個々の具体的なケースに即して判断する必要がありますが、貨物の運送に際し、荷主を同乗させる行為は、その同乗が客観的に見て社会通念上やむを得ないと認められる場合を除き、旅客運送行為に該当すると解されます。その社会通念上やむを得ないと認められる行為の例としては、①危険物運送の際の監視、②牛・馬等生きた動物の運送の際の監視、③現金輸送車による多額の現金輸送の際の警備、④霊柩自動車による遺体運送の際の添乗、があげられますが、あくまで、必要最小限において認めるものです。</p> <p>また、同乗の有無により運送費に差が生ずる場合は認められません。</p>
<p>貨物軽自動車運送事業の用に供する軽乗用自動車について、貨客混載を行うことはできるのか。</p>	<p>貨客混載については、「旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について」(平成29年8月7日付国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号)により取り扱うこととしております。</p>
<p>貨物軽自動車運送事業の用に供する軽乗用自動車について、自家用有償旅客運送を行うことはできるのか。</p>	<p>自家用有償旅客運送への車両の持ち込みについては、運送主体がその自動車の使用権原を有する等、自家用有償旅客運送の要件を満たした上で、旅客のみを運送する</p>

	ことは可能です。
福祉タクシー車両として既に使用している事業用軽自動車について、貨物軽自動車運送事業としての経営届出を行うことにより、同一の車両で両事業を兼業することができるのか。	同一の車両で両事業を兼業することはできません。
貨物軽自動車運送事業に使用する自家用軽自動車について、レンタカーの貸渡車両としての使用はできるのか。	貨物自動車運送事業の用に供している車両について貸渡車両とすることはできません。
「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」(平成15年2月14日付国自貨第91号)に基づき、事業用軽乗用車を使用する貨物軽自動車運送事業者が運送需要者である場合、事業用軽乗用車と同数までの自家用自動車について、有償運送の許可を受けることができるのか。	ご認識のとおりです。
ルーフキャリアやサイクルキャリア等を用いて車外積載を行うことはできるのか。	従来までの積載のある貨物車を用いた貨物軽自動車運送事業と同様の取扱いとなります。
座席の上や足下に積載することはできるのか。	積載場所については、「荷物の位置が極端に運転者室及び客室の前方、後方又は片側に偏る積載をしないこと」としております。
乗車定員1名の自家用軽自動車についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することができることとすべきではないか。	乗車定員が1名の自家用軽乗用車については、当該車両の構造上、十分な積載量を確保しているとはいえないことから、本通達に基づく制度の対象外とします。
一般貨物自動車運送事業への自家用自動車の使用も認めるべきではないか。(類似意見：1件)	一般貨物自動車運送事業における自家用自動車の使用については、一般貨物自動車運送事業が輸送の安全の確保、ドライバーの適切な労務管理等の観点から許可制としていることも踏まえ、認めることはできません。